

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国立大学法人及び大学共同利用機関法人による出資の対象となる技術に関する研究の成果の活用を促

進する事業の範囲を拡大すること。（第三条関係）

第二 この政令は、令和三年四月一日から施行すること。（附則関係）

政令第十号

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十二条第一項第六号及び第二十九条第一項第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 法第二十二条第一項第六号及び第二十九条第一項第五号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 当該国立大学又は大学共同利用機関（次号において「国立大学等」という。）における技術に関する研究の成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であつて、当該成果を実用しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの

二 当該国立大学等が当該国立大学等における技術に関する研究の成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するために必要な研究

又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあつせんを行う事業

三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

理由

国立大学及び大学共同利用機関における技術に関する研究成果の活用を促進するため、国立大学法人及び大学共同利用機関法人による出資の対象となる事業の範囲を拡大する必要があるからである。

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第三条 法第二十二條第一項第六号及び第二十九條第一項第五号の政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。</p> <p>一 当該国立大学又は大学共同利用機関（次号において「国立大学等」という。）における技術に関する研究成果の提供を受けて当該成果を実用化するために必要な研究を行う事業であつて、当該成果を実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて行うもの</p> <p>二 当該国立大学等が当該国立大学等における技術に関する研究成果を普及し又は実用化しようとする民間事業者その他の者と共同して又は当該者から委託を受けて当該成果を実用化するために必要な研究又は当該成果を普及し若しくは実用化することについての企画及びあつせんを行う事業</p> <p>三 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四條第一項の承認を受けた者（同法第五條第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二條第一項の特定大学技術移転事業</p>	<p>第三条 法第二十二條第一項第六号及び第二十九條第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四條第一項の承認を受けた者（同法第五條第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二條第一項の特定大学技術移転事業とする。</p>

国立大学法人法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）	1
国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）	1
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）	1
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（抄）	2

国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）

第二章 国立大学法人等による出資の対象

第三条 法第二十二條第一項第六号及び第二十九條第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）第四条第一項の承認を受けた者（同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。）が実施する同法第二条第一項の特定大学技術移転事業とする。

国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）（抄）

（業務の範囲等）

第二十二條 国立大学法人は、次の業務を行う。

一（五）（略）

六 当該国立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

七・八 （略）

（業務の範囲等）

第二十九條 大学共同利用機関法人は、次の業務を行う。

一（四）（略）

五 当該大学共同利用機関における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であつて政令で定めるものを実施する者に対し、出資（次号に該当するものを除く。）を行うこと。

六・七 （略）

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）（抄）

(実施計画の承認)

第四条 特定大学技術移転事業を実施しようとする者(特定大学技術移転事業を実施する法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定大学技術移転事業の実施に関する計画(以下「実施計画」という。)を作成し、これを文部科学大臣及び経済産業大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2～4 (略)

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成二十年法律第六十三号)(抄)

(研究開発法人による出資等の業務)

第三十四条の六 (略)

一・二 (略)

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあつせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

2・3 (略)